

フランスにおける原子力安全透明化法 —原子力安全庁及び地域情報委員会を中心に—

鈴木 尊紘

【目次】

はじめに

I 原子力安全透明化法の全体像

- 1 原子力安全透明化法が制定された背景
- 2 これまでの法規定を強化する原子力安全透明化法

II 原子力安全庁に関する規定

- 1 一般的規定
- 2 独立行政機関という機構態様

III 地域情報委員会に関する規定

- 1 一般的規定
- 2 地域情報委員会が設ける場での具体的な議論
- 3 原子力透明化高等評議会

結びにかえて—リスクコミュニケーションを重視した
原子力の安全保障

翻訳：原子力に関する透明性及び安全性に関する 2006
年 6 月 13 日の法律 2006-686 号 (抄)

はじめに

フランスは、原子力大国として有名である。フランス国内の原子炉は 59 を数え、フランスで使用されている電力の 75% が原子力発電によって生み出されている。火力・水力も含めたフランスの電力生産量は、約 5700 億キロワットに及ぶ。同時に、フランスは国内だけでなく、国外にも原子力発電によって生み出された電力を輸出しており、フランス電力会社 (EDF : Électricité de France) は、

過去 10 年間、毎年 600 ～ 800 億キロワットをイギリス、イタリア、スイス、スペイン、ドイツ及びベルギーに送電してきた。電力の輸出国としては、^(注1)フランスは世界第 1 位である。

こうした政策の背景には、1973 年に起きた第 4 次中東戦争に起因するオイルショックを受け、1974 年にフランス政府が、エネルギーの自給率を上げ、他国に依存しないようにすべきだとの判断を下したことによる。^(注2)

さて、本稿で対象とするのは、「原子力に関する透明性及び安全性に関する 2006 年 6 月 13 日の法律 2006-686 号」である (以下、「原子力安全透明化法」という)。^(注3) この法律を制定した立法者の意図は、その法律名からも明らかのように、フランスでの「原子力活動」の内容についての正確な情報が公表されるよう、行政府省から独立した原子力活動の監視機関を設け、かつ、そうした「透明」な情報をめぐって、特に、事業者と住民とが建設的な議論を行う機会を提供するというにある。

このような法制度が導入された背景には、原子力発電が発達したフランスにおいてさえも、原子力発電に対して強い懸念があることが挙げられる。ユーロバロメーターによる 2006 年の調査によれば、フランス人の 21% が原子力発電を支持する一方で、33% が反対の意見を表明している (それ以外の者は「どちらでもない」と回答した)。^(注4) こうした現状を改善し、原子力

(1) この点に関しては、以下のレポートを参照した。“Nuclear Power in France” World Nuclear Association ホームページ <<http://www.world-nuclear.org/info/inf40.html>> 以後、インターネット情報はすべて 2010 年 3 月 19 日現在である。

(2) *ibid.*

(3) Loi n° 2006-686 du 13 juin 2006 relative à la transparence et à la sécurité en matière nucléaire

(4) この点に関しては、次のユーロバロメーターの資料を参照した。European Commission, *Energy Technologies : Knowledge, Perception, Measures* (Special Eurobarometer 262), 2007.1. p.32.
<http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_262_en.pdf>

発電の実施をより確実なものとするために、原子力安全透明化法が制定されたのである。

I 原子力安全透明化法の全体像

1 原子力安全透明化法が制定された背景

原子力安全透明化法案を審議した際に作成された元老院（上院）委員会審議報告書は、フランスにおける「原子力に関する安全保障」（sécurité nucléaire）には、次に掲げる4つの重要な要素があると述べている。^(注5)

- ① 原子力事故が起きた場合の人々の保護
- ② 原子力施設又は原子力物質輸送時の犯罪行為に対する防護
- ③ 原子力施設の設計、建設、稼働及び廃棄というさまざまな段階で採られる措置の総体としての原子力の安全性（sûreté nucléaire）
- ④ 電離放射線被曝の予防及び監視を行う放射線防護（radioprotection）

このうち、最初の2つは、原子力安全透明化法の主たる対象ではなく、国防法典^(注6)がカバーするものである。それ故、本稿で対象とするのは、国防法典の対象とはならない③及び④の範囲の

原子力の安全性についてである。

それでは、なぜこうした原子力施設及び発電に関する安全保障が議論となったのだろうか。

その大きな理由の1つは、1986年4月26日に生じたチェルノブイリ原子力発電所事故^(注7)である。チェルノブイリ原発事故の直後、ソ連政府（当時）は、住民のパニック及び機密漏洩を恐れ、同事故について国内のみならず国外にも公表をしなかった。しかし、翌4月27日にスウェーデンのフォルスマルク原発の労働者の衣服に放射性物質の粒子が付着していることが判明し、かつ、この物質がスウェーデン国内の原発のものではないことが明確になったことから、ソ連政府は、4月28日、チェルノブイリ原発事故の公表に踏み切ったのである。チェルノブイリ原発事故の詳細は本稿では省くが、^(注8)原子炉の爆発時、放射性物質は推定10トン前後大気中に放出されたとされる。その汚染物質は北半球全域に拡散した。特に、ベラルーシが汚染物質の約60%を受け、現在のロシアの広範囲にも当該物質が飛来した。フランス国内で大きな問題となったのは、こうした汚染物質がフランスにも飛来するのではないかという懸念で

(5) “Sénat Rapport no.231 (2005-2006)” pp.9-10. 元老院ホームページ

<<http://www.senat.fr/rap/105-231/105-2311.pdf>>

(6) 国防法典L.第1332-1条が該当する。[L.第1332-1条 事業所、施設及び工作物でこれらが使用できなくなることにより、戦争遂行上若しくは経済上の潜在能力、安全保障又は国の存続する可能性を著しく減じるおそれのあるものを経営又は使用する公の事業者又は民間事業者は、費用を自己負担し、かつ、この節に規定する条件に従って、特にテロリズムの性格を有するすべての脅威に対する当該事業所、施設及び工作物の防護に協力しなければならない。これらの事業所、施設又は工作物は、行政機関により指定される。]

なお、国防法典に関しては、既に『外国の立法』において翻訳の成果が発表されているので、併せて参照されたい。「フランスの国防法典」『外国の立法』240号, 2009.6, pp.169-195.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/240/024004.pdf>>

(7) *Op.cit.* (5), p.16.

(8) チェルノブイリ原発事故の放射線被害の全容に関しては、主として以下の書籍を参照した。今中哲二編『チェルノブイリ事故による放射線災害—国際共同研究報告書』技術と人間, 1998年。この書籍によると、チェルノブイリ原発事故によって最もひどい被害を受けたのはベラルーシであり、ベラルーシの国土の23%がセシウム137で1Ci/Km²以上の汚染を受けた。また、この事故を受けて地球の北半球全体の国では、47万5000人の致死的なガン、1万9500人の白血病が生まれるとの予測を行っている。ただし、IAEAの記録によると、チェルノブイリ原発事故による放射性物質の放出は、広島に投下された原子爆弾の400倍に相当するが、20世紀中頃から頻繁に行われた大気圏内核実験で生じた汚染の100から1000分の1であるとされている。

ある。しかし、ソ連政府は、この点について明確な回答をしなかった。また、フランス政府もフランス国土にはチェルノブイリで発生した放射性物質は降ってこないと発表した^(注9)。このようにして、フランス国内で、原子力の安全性及び透明性に関する不信が生じたのである。

フランス国内において原子力発電関係で大きな政治的問題となったのは、ラ・アーグ (La Hague) 再処理工場とその建設後に続発した事故であった。ラ・アーグ再処理工場は、ノルマンディー地方コンタタン半島の先端ラ・アーグ岬に位置しており、再処理技術は原子力庁が研究開発を行い、コジェマ社が当該施設の建設及び運転を行っている。この工場の周囲 25 キロ圏内に、フラマンビル原子力発電所、シェールブル原子力潜水艦建造工場等の原子力関連施設がある。このラ・アーグ再処理工場は 1966 年に運転を開始し、当初はガス冷却炉、高速増殖炉及び軽水炉からの使用済燃料を再処理していたが、1987 年以降は軽水炉の使用済燃料のみを再処理している。現在は、ラ・アーグの再処理能力は年間 1700 トンに達している^(注10)。

しかし、1966 年の稼働開始以降、特に、1990 年までにラ・アーグは相当数の事故を起こしている。例えば、1977 年及び 1978 年には年間 2 回の事故を起こし、1990 年には年間 3 回、1991 年にも年間 2 回の事故を起こしている。特に、1980 年の中間変圧器での短絡による停電とケーブル火災事故の際には、高レベル廃液が冷却できずに沸騰し、臨界・爆発の危険が生じた^(注11)とされている。

こうした主として 2 つの要因から、原子力発電に依拠するフランスでも原子力発電に対する不信感が存在してきており、これを少しでも改善すべく原子力安全透明化法が制定された。

2 これまでの法規定を強化する原子力安全透明化法

フランスでは、原子力施設を「原子力基本施設」(INB : Installations nucléaires de base) と呼ぶ。原子力安全透明化法第 28 条によると、これは、①原子炉 (réacteur nucléaire)、②原子炉で使用する核燃料を製錬、濃縮、製造、処理又は保管し、及び放射能廃棄物の処理、保管又は貯蔵する施設、③放射性物質又は核分裂物質に関する施設、④粒子加速器、となっている。

この原子力基本施設を法的に基礎づけ、当該施設を監視する活動は、フランスにおいて継続的に行われてきた。原子力基本施設を法的に最初に基礎づけたのは、「環境汚染及び臭気防止並びに 1917 年 12 月 19 日の法律を改正することに係る 1961 年 8 月 2 日の法律第 61-842 号」^(注12) 第 2 条であった。同条は、①何らかの事故等があった場合には、原子力活動を行う事業者が責任を負うこと、②原子力基本施設は申請によって設置されること、③監視のための検査官を導入し、規則に違反した場合には罰則を科すという 3 つの柱を持ったものであった。そして、原子力基本施設等を対象とした放射線防護に関する機関は、2 つに分かれていた。すなわち、第 1 に、「電離放射線防護局」(OPRI : Office de protection contre les rayonnements

(9) この点に関しては、小林晃「ラ・アーグ再処理工場をたずねて—やはり汚染されている工場周辺」『技術と人間』2005. 8・9 合併号, pp.84-93. 特に, p.85. を参照した。日本でも、1986 年 5 月 3 日に雨水中から、チェルノブイリ原発事故の放射性物質の存在が確認された。今中 前掲注(8), p.14.

(10) ラ・アーグ再処理工場の詳細については、以下のホームページを参照。「ラ・アーグ再処理工場をめぐる動き」原子力百科 ATOMICA のページ <<http://www.rist.or.jp/atomica/index.html>>

(11) 小林 前掲注(9), p.84.

(12) Loi no. 61-842 du 2 août 1961 relative à la lutte contre les pollutions atmosphériques et les odeurs et portant modification de la loi du 19 décembre 1917.

ionisants) であり、同局は原子力基本施設等で働く者が放射線被曝を受けないよう専門的見地から管理及び監視等を行うことを目的とする。第2に、「県健康及び社会局」(DDASS : Direction départementale des affaires sanitaires et sociales) であり、同局は中央省庁ではなく県レベルで、健康政策(公衆衛生及び環境衛生政策等)、社会政策(社会全体に影響を与える事故が起きたときの対処を行う等)、及び医学—社会政策(障害者政策等)を行うものであり、特に、県レベルで、公衆衛生という観点から放射線防護の監視等を行ってきた機関である。

しかし、元老院委員会審議報告書は、この2つの機関では放射線防護という重要な任務を遂行するのは困難であり、電離放射線防護局並びに県健康及び社会局の連携も不十分で、特に両機関の職員に交流が少なかったことが大きな問題であると指摘している^(注13)。

こうしたことを背景として、2002年2月22日のデクレ第2002-255号により旧原子力安全庁が設置された^(注14)。同庁は、エコロジー・持続可能発展省、経済・財政・産業省及び社会問題・労働・連帯省の共同管轄下に置かれ、原子力の安全性及び放射線防護の監視を担当することとなったのである。

また、フランスは、地方にも同様の目的をもった組織を設置している。それが「地域情報委員会」(Commission locale d'information) である。同委員会の法的根拠は、1981年12月15日の首相によるシルキュレール(通達)にさかのぼることができる。地域情報委員会は、原子力基

本施設立地地域に設置され、公衆に対する情報周知、事業活動の監視を行い、加えて、事業者、地方自治体及び政府の間で情報共有をはかり、連帯感を深めることを目的としている。

原子力安全透明化法の大きな目的は、上記の中央及び地方組織を強化することにある。

第1に、旧原子力安全庁は、上述のとおり、原子力行政を行う省庁の下に置かれる原子力基本施設に対して、同じ組織に属しつつ監視を行う組織であったのだから、そもそも同庁の存在態様は矛盾をはらんでいたと言える。この状態を改善するために、旧原子力安全庁を独立行政機関(AAI : Autorité administrative indépendante) とした。すなわち、独立行政機関とは、政府の過剰な介入を避けることを前提とした組織であり、各省庁から独立して特定の問題に対する勧告権、規制権及び制裁権を有するものである(独立行政機関の詳細な説明は後述する)。

第2に、地域情報委員会の法的根拠は上述の通達しか存在せず、しかも、その通達は地域情報委員会の設置を推奨していたが、義務化はしていなかった。それ故、より確固とした法律により、法的な後ろ盾を得るとともに、同委員会の存在感の向上及び活動内容の充実化を図る必要があったのである。原子力安全透明化法第22条は、地域情報委員会の設置規定、人員構成、任務規定及び事業者、地方公共団体との密接な関係を定めている。

以下においては、原子力安全透明化法を解説する形で、上記2機関がどのような存在態様を

(13) *Op.cit.* (5), p.14.

(14) Décret n° 2002-255 du 22 février 2002 modifiant le décret n° 93-1272 du 1er décembre 1993 et créant une direction générale de la sûreté nucléaire et de la radioprotection

(15) 後述するとおり、原子力安全透明化法により、旧原子力安全庁は独立行政機関として強力な権限を有することになった。しかし、原子力安全庁(ASN : Autorité de sûreté nucléaire) という機関名は変化しないため、当該法により権限が強化される前のASNを「旧原子力安全庁」と呼び、独立行政機関となった後を「原子力安全庁」ということとする。

しており、どのように機能しているのかについて見ていきたい。

II 原子力安全庁に関する規定

1 全般的規定

○原子力安全庁設置の目的

原子力安全透明化法第4条は、原子力安全庁が、政府とともに、①原子力の安全性及び放射線防護に関する統制・監督 (contrôle) を行い、②当該分野にかかる公衆への情報提供を行うことを定めている。

○主たる任務及び活動

原子力安全庁が行うべき主たる任務について、同条の内容を箇条書き的に整理する。

- ・原子力の安全性に関する政府が発するデクレ (政令) 及び省庁が発するアレテ (省令) について諮問を受け、答申を行う。また、原子力の安全性及び放射線防護に関する上記の政令等の適用を補完するための技術的決定を下すことができる。
- ・原子力基本施設、当該施設用の特殊設備の建設及び利用、放射性物質の輸送等その他原子力に関する活動を監視する。そのため、原子力の安全性に係わる検査官、放射線防護に係わる検査官及び特殊設備に関する検査官を任命する。
- ・電離放射線のリスクに関して、情報公開を行う。
- ・第54条に規定されているような原子力事象又は事故の場合には、当該事故により生じる緊急事態の統制に加わる。特に、緊急事態に対処する国の機関等の「技術的な支え」(appui technique)^(注16)となる。
- ・緊急事態の際には原子力分野に関するあらゆる質問に答え、当該事態に対処する機関に医学的及び衛生的観点からの勧告を出し、また、緊急事態を生じさせた原子力基本施設が制御可能となったときにはその安全性及び放射性廃棄物の安全性について情報を公にする。
- ・原子力安全庁は、国会に置かれ、同庁に原子力の安全性について諮問する「科学技術選択評価議会局」(OPECST : Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et techniques)、政府及び大統領に対し、年次報告書を提出する。また、国民議会及び元老院の原子力の安全性に係わる問題を審議する委員会、又は科学技術選択評価議会委員会の要請があった場合には、原子力安全庁の長は、原子力の安全性に関する活動について説明を行う。

なお、科学技術選択評価議会局の設置根拠法^(注17)は、1983年7月8日の法律第83-609号である。この設置法によると、同委員会は、議院理事部及び国会内の他の委員会からの諮問を受けて、国会の科学技術に関する政策の決定に資するために、科学的及び技術的な問題 (具体的には、エネルギー問題、環境問題、科学的テクノロジー問題及び生命科学問題等) について、情報を入手し、調査を行い、かつ、評価を行うための組織であると定義されている。また、この委員会は18名の国民議会議員及び18名の元老院議員からなり、その委員はそれぞれの会派の人数に比例する形で選出される。

- ・原子力安全庁は、原子力分野の有識者5人のメンバーからなる。メンバーのうち3人は大統領により任命され、そのうち1人が同庁の長となる。その他の2人は、国民議会 (下院)

(16) *Op.cit.* (5), p.51.

(17) Loi n° 83-609 du 8 juillet 1983 portant création d'une délégation parlementaire dénommée Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et techniques

議長及び元老院議長によりそれぞれ任命される。任期は6年であり、再任は不可能である。また、当該メンバーは、なんらかの「障害」(empêchement)^(注18)等により任務遂行が不可能になった場合のみ、大統領により罷免される。

2 独立行政機関という機構態様

原子力安全透明化法で規定される原子力安全庁の大きな特徴は、原子力政策を行う省庁から独立した独立行政機関(AAI: *Autorité administrative indépendante*)という地位を持つことになったことにある。すなわち、上述したように、それまでは3省の共同管轄下に置かれていたが、原子力安全透明化法第4条の規定により、当該省庁から切り離される独立行政機関となった。また、旧原子力安全庁と同様に、3省に属していた「原子力の安全性及び放射線防護総局」(*DGSNR: Direction générale de la sûreté nucléaire et de la radioprotection*)とその地方組織である「原子力の安全性及び放射線防護部」(*DSNR: Division de la sûreté nucléaire et de la radioprotection*)は、原子力安全庁の下部組織となった。

それでは、旧原子力安全庁の地位と決定的に異なる「独立行政機関」とはどのようなものなのだろうか。コンセイユ・デタ(国務院)による研究^(注19)は、この独立行政機関(AAI)を次のように3つの観点から説明している。

①機関(Autorité)とは何を意味するか。

これは、独立行政機関が何らかの諮問を受けてその答申を行うだけにとどまらず、当該機関が出す指示(instruction)、意見(avis)、提案(proposition)、勧告(recommandation)及び所見(observation)が行政機構への「執行力のある決定力(décision exécutoire)」又は「(行政機構への)影響力(pouvoir d'influence)」を有することを意味している。立法者は、独立行政機関が何らかの質問を受け、調査を行い、意見を出し、さらにはその過程及び成果物をすべて公開することを通して、当該機関が、問題となっている行政機構の「機能不全」(*dysfonctionnement*)を改善する影響力を持つことを想定している。

②行政(Administrative)とは何を意味するか。

これは、独立行政機関が省庁間の垂直的なヒエラルキーの中に属してはいないが、「国の名において」(*au nom de l'État*)行動をし、責任を有していることを意味している。そして、それと同時に、独立行政機関のメンバーに任命される者の中には行政上の政治権力を有している者(例えば、共和国大統領、国民議会及び元老院議長、首相又は大臣等)^(注20)が多くいることに由来している。

③独立(Indépendante)とは何を意味するか。

この「独立性」が、独立行政機関で最も重要

(18) “empêchement”とは、一時的又は確定的な公務遂行上の障害である。この用語はフランス第5共和国憲法第7条にも出現する。すなわち、大統領の障害が憲法院により認定された場合には、障害が一時的であれば元老院議長が臨時に代行し、確定的であれば、新たに大統領を選出する選挙が行われる。

(19) Conseil d'État, “Les autorités administratives indépendantes : rapport public 2001 (Jurisprudence et avis de 2000),” 2001, pp.252-386. 特に、pp.287-294.

<<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/014000275/0000.pdf>>

なお、本稿では立ち入ることはできないが、独立行政機関がフランス第5共和国憲法下でどのように解釈されるのかについても同レポートで研究がされている。この点については、別の機会に論じたい。

(20) この点に関しては、別の独立行政機関の研究を参照した。Patrice Gélard, “Rapport sur les autorités administratives indépendantes,” (Office parlementaire d'évaluation de la législation), 2006.6. 特に、p.32.

<<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rap-off/i3166-tI.pdf>>

な部分である。次の2つの局面で独立性が担保されている。

- (i) 政治権力からの独立：法律上又は経済上問題となっている行政機関等に改善を求める場合には、政治権力（例えば、政府、行政省庁）と意見が異なっても、独立行政機関はそれを実行する権限を有する。
- (ii) 問題となっているセクター又は企業等からの独立：法律上又は経済上問題となっている企業等に改善を求める場合には、その企業が持つ特定の利益と相いれないときでも、独立行政機関はそれを実行する権限を有する。

また、コンセイユ・デタ報告書によれば、「独立性」を支える要素は、第1に当該機関の人事の政府からの独立、第2に当該機関に支払われる資金が公的に保証されていることを挙げている。第1に関しては、実際、独立行政機関のメンバーに関しては、原則的にその設立法で定められており、政府はメンバー構成を変更することを目的として、当該機関に介入することはできない。また、基本的にメンバーは1期のみ委任を受け、その再任は不可能とされることが多い。第2に関しては、独立行政機関の予算はデクレ等であらかじめ規定されており、たとえば財務省等の予算配分の決定によって影響を受けることはあまりないとされている。

Ⅲ 地域情報委員会に関する規定

1 全般的規定

○地域情報委員会設置の目的

原子力安全透明化法第22条によれば、地域情報委員会は、一又は複数の原子力基本施設がある地域において設置され、その目的は、当該施設の活動における原子力の安全性及び放射線防護に関する調査、情報収集及び評価を行い、さらには、事業者、地方公共団体及び地域住民

との議論の場を設けることであると定めている。

○地域情報委員会の構成メンバー

地域情報委員会は、原則的に、原子力基本施設がある地域の県議会議員、市町村議会議員、コンミュン・グループ（市町村から構成されるグループ）の審議会議員及び州議会議員の代表者、県選出の国会議員、並びに環境保護団体、経済団体、労働組合、医師及び専門家団体の代表者からなる。

また、原子力の安全及び放射線防護に関する国の機関の代表者及び事業者も、同委員会に出席し、発言することはできる。しかし、議決権は持たない。

○地域情報委員会の設置

地域情報委員会は、県議会議長の決定によって（原子力基本施設が複数の地域に跨っている場合には当該複数県の県議会議長の共同決定によって）設置される。そして、県議会議長は、地域情報委員会のメンバーを任命する。

地域情報委員会は、県議会議長又はその議長が任命する1人の県議会議員が主宰する。

○地域情報委員会と関係機関の責務

- ・地域情報委員会は、原子力基本施設の事業者に対して質問をすることができる。その場合には、当該事業者は、質問に対して受領後8日以内に回答しなければならない。
- ・事業者、原子力安全庁及び関係省庁は、地域情報委員会の任務の達成に必要なあらゆる文書及び情報を同委員会に伝える義務がある。
- ・原子力安全庁及び関係省庁は、原子力基本施設が設置されている地域でのすべての事業計画について地域情報委員会に諮問することができる。この諮問は、住民からの意見聴取が必要な事業計画においては義務となる。
- ・地域情報委員会は、原子力安全庁及び関係省

庁に対して、原子力の安全性及び放射線防護に関するあらゆる質問を行うことができる。

- ・地域情報委員会は、健康、衛生及び技術的な問題に関して権限を有する県の委員会からの諮問を受け、それに答申することができる。
- ・原子力安全透明化法第 54 条に定める原子力事象及び事故が生じた場合には、事業者は、速やかに、地域情報委員会に伝える。

2 地域情報委員会が設ける場での具体的な議論

地域情報委員会の具体的な活動内容として^(注21)は、次に掲げる活動がある。

- ・年次総会の開催
- ・上述した地域情報委員会のメンバーと事業者代表が参加する定例会議の開催（ここでは主として、事業者からの原子力発電所に関する活動の報告が行われる。）
- ・事業者、地方公共団体及び住民との間の意見交換会の実施
- ・環境モニタリングの実施
- ・事業者主催の原子力防災訓練時におけるオペレーターの派遣及び訓練実施状況の監督
- ・定期刊行物の発行による地域住民への情報周知及びインターネットでの情報公開

3 原子力透明化高等評議会

原子力安全透明化法第 22 条 V 項では、地域情報委員会は、「原子力の安全性に関する透明化及び情報にかかる高等評議会」(Haut Comité pour la transparence et l'information sur la sécurité nucléaire) (以下、「透明化高等評議会」という)との協力のもとで、原子力基本施設等の原子力活動に関する情報を得、かつ、共有す

べきことを定めている。

透明化高等評議会は、原子力安全透明化法以前は「原子力に関する安全及び情報高等評議会」(Conseil supérieur de la sûreté et de l'information nucléaire) として、1987 年 3 月 2 日の^(注22)デクレで設立されていたものである。原子力安全透明化法を制定した立法者は、原子力安全庁及び地域情報委員会とともに、同評議会の法的根拠をより明確にし、原子力の安全性及び原子力活動に関する情報の透明性に関する諮問機関として強化した。すなわち、原子力安全庁同様に、独立行政機関としての地位を与えたのである。

透明化高等評議会は、原子力透明化法第 24 条にあるように、原子力活動のリスク及び安全性に関する情報を得、協議し、及び議論する機関である。そのため、当該情報の透明性及びその提供につき、諮問を受け、答申を出すことを目的としている。

結びにかえて一リスクコミュニケーションを重視した原子力の安全保障

以上見てきたように、フランスにおいては、国、地方公共団体、事業者及び住民の間で、そもそも原子力基本施設（すなわち、原子力活動）が有するリスクに関する情報の伝達が円滑に行われるよう法整備が為されていると言える。

ある論者は、こうしたフランス的制度を「『リスクコミュニケーション』の制度化が積極的に^(注23)推進されている」と説明している。「リスクコミュニケーション」とは、ここでは原子力発電という環境又は社会に対するリスクについて、

(21) この点については、近藤哲男「[フランス] 役割が強化される地域情報委員会」『海外電力』2007.2, pp.162-164, を参照した。

(22) Décret 87-137 du 2 mars 1987 relatif au Conseil supérieur de la sûreté et de l'information nucléaire

(23) この点に関しては、村岸由紀「諸外国の電子政府推進レポート⑦ フランスの原子力安全性に関するリスクコミュニケーション」『行政&ADP』500号, 2006.10, pp.78-80. を参照。

関係者の間で情報を共有し、相互に意思疎通を図るプロセスのことである。このことにより、①住民のニーズをより正確に把握し、必要があれば、事業方針等の見直しを行い、②情報共有及び相互理解を通して、行政又は事業者に対する住民の信頼を醸成することが目的とされる。上述したように、フランスは原子力発電に大きく依存する国であるが、それと同時に、原子力の安全保障について「リスクコミュニケーション」を法的に担保していることが注目すべき点であると考えられる。

(すずき たかひろ・海外立法情報課)

原子力に関する透明性及び安全性に関する 2006 年 6 月 13 日の法律 第 2006-686 号 (抄)

Loi n° 2006-686 du 13 juin 2006 relative à la transparence et à la sécurité
en matière nucléaire

鈴木 尊紘訳

第 1 章 一般的条項

第 1 条

I. 原子力に関する安全保障 (sécurité nucléaire) とは、原子力の安全性 (sûreté nucléaire)、放射線防護 (radioprotection)、放射線を利用した犯罪行為の予防及びその防止並びに事故が生じた場合の市民に対する安全保障活動 (action de sécurité civile) である。

原子力の安全性とは、原子力基本施設の設計、建設、稼働、中止及び廃棄並びに放射性物質の運搬に関する技術的かつ組織的措置の総体で、事故を予防し、又は事故の場合にはその影響を最小限に食い止めるためにとられるものをいう。

放射線防護とは、電離放射線に対する保護である。すなわち、人に対する電離放射線の直接的又は間接的に有害な影響 (環境に与える損害を含む) が及ぶことを防止し、又はその影響を減少させることを目的とした予防及び監視の規則、手続き及び方法の総体をいう。

原子力に関する透明性とは、原子力の安全性に関する、信頼でき、かつ、アクセスが容易な情報を公衆が知ることができる権利を保障するために採られる措置の総体をいう。

II. 国は、原子力の安全保障に関する規則を定め、また、この規則の適用を目的とする監視を

行う。国は、原子力に関する活動に係するリスク並びに人の健康及び安全並びに環境への当該リスクの影響について公衆に情報を提供するように留意する。

(第 2 条、第 3 条 略。)

第 2 章 原子力安全庁

第 4 条

独立行政機関たる原子力安全庁は、原子力の安全性及び放射線防護に関する監視並びに当該分野にかかる公衆への情報提供を行う。

そのため、

1° 原子力安全庁は、原子力の安全性に関する規則としての性質を有するデクレ (政令) 及び省庁が発するアレテ (省令) 案について諮問を受ける。

原子力安全庁は、原子力の安全性又は放射線防護に関してとられるデクレ及びアレテの適用方法を補完する技術的な決定を下すことができる。ただし、医学上の放射線に関するデクレ及びアレテは除く。当該決定は、原子力の安全性を担当する省庁又は放射線防護を担当する省庁の認可を受ける。認可に係るアレテ及び認可を受けた決定は、官報に掲載する。(後略)

2° 原子力安全庁は、第 28 条^(注1)に規定する原子力基本施設、当該施設用の特殊設備の建設及び利

(1) 原子力安全透明化法第 28 条は、原子力基本施設は次の 4 つから構成されるとしている。①原子炉、②原子炉で使用する核燃料を製錬、濃縮、製造、処理又は保管し、及び放射能廃棄物を処理、保管又は貯蔵する施設、③放射性物質又は核分裂物質に関する施設、④粒子加速器、である。

用、放射性物質の運送並びに公衆衛生法典 L. 第 1333-1 条^(注2)に定める活動及び原子力の安全性及び放射線防護に関する一般規定及び特別規定であって、同法典 L. 第 1331-10 条^(注3)に定める職員が服するものの遵守について監視を行う。

同庁は、国土における放射線防護に関する継続的監視を行う。

同庁は、その職員の中から、この法律第 4 編に規定する原子力の安全性に関する検査官、公衆衛生法典 L. 第 1333-17 条 1°^(注4)に定める放射線防護に関する検査官及びこの法律第 4 条 2°^(注5)に規定する特殊設備に関する規則の遵守を監視する検査官を任命する。同庁は、原子力の安全性及び放射線防護に関する検査及び監視に服する組織に対し、原子力利用の承認を行う。

3° 原子力安全庁は、同庁が権限を有する分野において、公衆に対し情報を提供する。

4° 原子力安全庁は、フランスで生じた又はフランス国土に影響を与え得る、電離放射線被曝によって人の健康及び環境に危険を与える事故から生じる緊急事態の統制に加わる。同庁は、権限を有する機関が、救護の組織的活動に関する計画を立てる中で、市民の安全保障の現代化に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 14 条及び第 15 条^(注6)に規定する、原子力活動から生じるリスクを考慮した措置を講ずる際、その機関への技術的協力を行う。

このような緊急事態が生じた場合には、同庁

は、その分野に関するあらゆる問いに答えることで、政府を補佐する。同庁は、権限を有する機関に対して、医学的及び衛生的又は市民の安全のための措置に関する勧告を出す。同庁は、緊急事態が生じた施設が統御可能となった場合にはその安全性並びにその緊急事態の際に出た廃棄物の安全性並びに当該廃棄物が人の健康及び環境に与えるリスクの安全性についてフランス国民に伝える。(後略。)

(第 5 条 略。)

第 6 条

原子力安全庁は、合議で討議し発せられた意見及び決定について公開する。ただし、特に、環境法典第 I 篇第 II 章第 4 節並びに行政及び公衆との関係改善の様々な措置並びに行政的、社会的及び税制上の秩序に関する様々な措置^(注7)に関する 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号に規定された秘密性に関する規則を遵守するものとする。

第 7 条

原子力安全庁は、毎年、活動報告を作成し、国会、特に原子力に関する問題の付託を受けている科学技術選択評価議会局 (OPECST : Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et techniques)、政府及び共和国

(2) 放射性物質 (加工物質又は原材料) を扱う活動及び同物質を使用する活動をいう。

(3) 放射性物質を扱う者のことをいう。

(4) 原子力安全庁における放射線防護に関する能力を有する職員をいう。

(5) この法律第 4 条 2° とは、原子力安全透明化法第 4 条 2° を指す。

(6) Loi n° 2004-811 du 13 août 2004 de modernisation de la sécurité civile この法律は、「Plan Orsec」を創設している。「Plan Orsec」とは、「Organisation de la réponse de sécurité civile」の略であり、「手に負えない災害 (CMD: Catastrophes à Moyens Dépassés)」が生じた場合に、その災害を沈静化させ、人々を救護するさまざまな目的及び手段を有する計画を意味している。

(7) Loi n° 78-753 du 17 juillet 1978 portant diverses mesures d'amélioration des relations entre l'administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif, social et fiscal この法律は、主として、行政文書等の開示条件を規定している。

大統領に提出する。

国民議会及び元老院の権限を有する委員会又は科学技術選択評価議会局の要請があった場合には、原子力安全庁の長は、原子力安全に関する活動について説明を行う。

第 8 条

原子力安全庁は、国民議会及び元老院の権限を有する委員会又は科学技術選択評価議会局の要請があった場合には、その権限内において諮問に対し答申又は調査研究を行う。原子力の安全性及び放射線防護を担当する大臣からの要請があった場合には、同庁は、権限内において技術的指導を行う。

(第 9 条 略。)

第 10 条

原子力安全庁は、原子力の安全性及び放射線防護の分野における能力を有する者のうちデクレで任命する 5 人で構成する合議体とする。3 人のメンバーは、共和国大統領により任命される。そのうち 1 人が同庁の長となる。その他 2 名は、国民議会議長及び元老院議長によりそれぞれ任命される。その任期は 6 年である。当該メンバーのうち任期終了までの間に、任務を継続することができなくなった者が生じた場合には、その代行者が残任期間につき当該役職を務めることとする。65 歳を超えた者を、当該合議体のメンバーに任命することはできない。(中略)

ただし、共和国大統領は、メンバーとしての義務を著しく怠っている者がある場合には、その者を罷免することができる。

第 11 条

原子力安全庁の会議は、同庁のメンバー 3 人以上が出席する場合に限り、正当に開催することができる。(中略) 可否同数の場合には、同

庁の長が決定権を有する。

緊急事態が生じた場合には、同庁の長又はその者が指名したメンバーが、状況に応じて必要な措置を、同庁の権限の範囲内において実施することができる。当該メンバーは、採られた措置についてメンバーに説明するため、速やかに、会議を開催する。

(第 12 条～第 17 条 略。)

第 3 章 原子力の安全性に関する公衆への情報提供

第 1 節 原子力の安全性及び放射線防護に関する情報に係る権利

第 18 条

国は、原子力の安全性管理の方法及びその結果についての情報を公開する責任を負う。国は、特に (原子力に関する) 事象又は事故が生じた場合には、フランス国土内又は国土外の原子力活動の結果 (conséquence) につき、公に情報を開示する。

(第 19 条、第 20 条 略。)

第 21 条

原子力基本施設のあらゆる事業者は、次に掲げる点を明確に説明する報告書を毎年作成する。

—原子力の安全性及び放射線防護に関してとられている措置

—同施設の区域内で生じた原子力の安全性及び放射線防護に関する事象及び事故で第 54 条の適用を受け報告義務を負うもの並びに当該事故の拡大を防ぎ、人の健康及び環境への影響を抑えるために採られた措置

—環境内にある原子力基本施設の放射性廃棄物

及び非放射性廃棄物の性質及びその廃棄措置の結果

一原子力基本施設に格納されている放射性廃棄物の種類及び量並びに健康及び環境、特に土壌及び水における放射性廃棄物の総量及びその影響を抑えるために採られた措置

この報告書は、原子力基本施設の衛生、安全及び労働条件評議会に提出する。同評議会は、勧告を出すことができる。当該勧告の別冊として、公表及び送付のための文書を付す。

当該報告書は、公表する。また、その報告書は、地域情報委員会並びに原子力の安全性に関する透明化及び情報にかかる高等評議会に送付する。

当該報告書に書かれる情報の種類については、デクレで定める。

第2節 地域情報委員会

第22条

I. 第28条で規定する一又は複数の原子力基本施設が存在するすべての地域において、原子力の安全性、放射線防護並びに当該地域における原子力基本施設の原子力活動の人及び環境に対する影響に関する調査、情報収集、協議という一般的な任務を負う地域情報委員会を設置する。地域情報委員会は、多数の者がアクセスしやすい形態でその活動内容について公にすることを保証する。

地域情報委員会は、原子力基本施設の一つが^(注8)第29条の規定による設置許可の対象となった

時点で設置することができる。

同委員会は、近隣に複数の原子力基本施設がある場合に設置することができる。また、同委員会は、原子力基本施設が過去に設置されていた場所でも設置することができる。

II. 地域情報委員会は、(原子力基本施設に)関係する県議会議員、市町村議会議員又はコミュニケーション・グループの審議会委員及び州議会議員の代表者、県選出の国会議員、並びに環境保護団体、経済団体、代表権を有する労働組合、医学に關係する職に就いている者及び専門家の代表者から構成される。

原子力安全庁及びその他の関係する国家機関の代表者並びに事業者は、地域情報委員会の会議に出席し、発言することができる。^(注9)当該代表者は、地域情報委員会の業務に当然に参画する。

III. 地域情報委員会は、一又は複数の原子力基本施設が設置されている地域が存在する県の県議会議長の決定によって、又はその地域が複数の県に跨っている場合には、当該複数県の県議会議長の共同決定によって設置される。

県議会議長は、同委員会のメンバーを任命する。同委員会は、県議会議長又は県議会議長によって同委員会メンバーの中から任命される1名の県議会議員が主宰する。

原子力基本施設の周辺地域に、放射性廃棄物の脱離反応を促す施設又は当該廃棄物の貯蔵施設がある場合には、この条に定める委員会は、環境法典L.第125-1条に規定する地方情報・監視委員会となる。^(注10)

IV. 地域情報委員会は、非営利団体の規程を

(8) 原子力安全透明化法第29条は、原子力基本施設は、設置許可が下りて初めて建築されるべきことを定めている。その許可申請の際には、事業者は、原子力活動にかかる十分な技術・組織等を有していることを示さなければならない。

(9) しかし、これらの者は、議決権は有さない。

(10) 環境法典L.第125-1条2°は、原子力基本施設の周辺地域に放射性廃棄物の脱離反応を促す施設又は同廃棄物の貯蔵施設がある場合には、知事、市町村議会、地方情報委員会等のイニシアティブによって、行政(特に、州衛生庁)、事業者、地方公共団体及び環境保護団体からなる地方情報・監視委員会を設置することができることを定めている。

持った法人格を有することができる。

V. 地域情報委員会は、その任務を遂行するため、疫学調査を含めた専門家による調査を行い、原子力基本施設からの放射線放出又は放射性廃棄物に関する、環境における測定又は分析を実施することができる。

事業者は、地域情報委員会に対し、第 19 条^(注11)の条項に従って当該事業者に寄せられた調査請求につき、当該請求の受理後 8 日以内に回答する。(中略)

事業者、原子力安全庁及び関係省庁は、地域情報委員会の任務の達成に必要なあらゆる文書及び情報を同委員会に回答する。(中略)

事業者は、当該法律第 54 条に規定するあらゆる事象又は事故につき、速やかに地域情報委員会に伝える。

原子力安全庁、原子力の安全性又は放射能防護を担当する省庁は、原子力基本施設が設置されている地域のあらゆる事業計画につき、地域情報委員会に諮問することができる。同委員会が常置されている場合には、(住民からの)意見公聴手続を受けるあらゆる事業計画については、同委員会に諮問しなければならない。

地域情報委員会は、(原子力基本施設が設置されている)地域に関する原子力の安全性及び放射線防護に関するあらゆる質問を、原子力安全庁及びこれらを担当する省庁に付託することができる。

地域情報委員会は、環境、衛生及び技術的リスクに関して権限を有する県の委員会から、地域情報委員会の権限の範囲内にある質問につき付託を受け、それに答申することができる。

地域情報委員会及び第 23 条に規定する原子

力の安全性に関する透明化及び情報にかかる高等評議会は、それらの組織の任務の実行のために有益な情報を共有し、情報提供に関する共同の活動を実施する。(後略)

VI. 地域情報委員会の支出は、次に掲げる機関が負担する。

— 国

— 地方公共団体及びそのグループ (中略)

同委員会の会計は、州会計部^(注12)の検査を受ける。

VII. 地域情報委員会は、非営利団体の形で連盟を設立することができる。当該連盟は、国家及びヨーロッパの(原子力関係の)機関に対し、地域情報委員会を代表し、かつ、同委員会に共通の利害に関する諸問題に対して、同委員会を補佐する。

当該連盟の費用は、特に、国の補助金及び同委員会の負担金によって支払われる。

VIII. (略)

第 3 節 原子力の安全性に関する透明化及び情報にかかる高等評議会

第 23 条

原子力の安全性に関する透明化及び情報にかかる高等評議会を創設する。

同評議会のメンバーは、6 年の任期で、デクレにより任命される。そのメンバーの 4 人は国会議員であり、残りの 5 人は次に掲げる国会議員以外の者から任命する。

1° 国民議会により任命される国民議会議員 2 人及び元老院により任命される元老院議員 2 人

2° 地域情報委員会の代表者

3° 環境保護のための非営利団体及び公衆衛生

(11) 原子力安全透明化法第 19 条は、あらゆる人は、原子力基本施設を運用している事業者及び放射性物質を輸送する者から、必要な情報(特に、リスクに関する情報)を得ることができることが定められている。

(12) 州会計部(chambre régionale des comptes)は、州以下の地方公共団体の会計検査を行う組織である。会計検査院は、同部の判断に関する上訴を管轄するにとどまる。こうした規定は、以下の法律で定められた。Loi n° 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et régions

- 法典 L. 第 1141-1 条に定める団体の代表者^(注13)
- 4° 原子力に関する活動を行っている責任者の代表者
- 5° 代表性を有する労働組合の代表者
- 6° 科学的、技術的、経済的若しくは社会的能力又は情報及びコミュニケーションに関して能力のある者（後略）
- 7° 原子力安全庁、関係する省庁並びに放射性防護及び原子力の安全性に関する研究院の代表者

同高等評議会の長は、国会議員、地域情報委員会の代表者及びその能力により選出された者の中から、デクレにより任命される。

第 24 条

原子力の安全性に関する透明化及び情報にかかる高等評議会は、原子力活動のリスク並びにその活動の人の健康、環境及び原子力の安全性への影響について、情報を得、協議し、及び議論する機関である。このため、同機関は、この分野のあらゆる質問及びその分野に係る情報の管理に対する意見を述べることができる。また、同評議会は、原子力の安全性に関する情報へのアクセス性に関するあらゆる質問を審議し、原子力に関する透明性を確保及び改善するあらゆる措置を提言する。

同評議会は、原子力の安全性に関する情報及びその管理に関するあらゆる質問について、原子力の安全性を担当する省庁、国民議会及び元老院にある所管委員会の長、科学技術選択評価議会局長又は原子力基本施設の事業者から諮問をうける。

第 25 条

原子力の安全性に関する透明化及び情報にか

かる高等評議会は、その任務を達成するために必要な専門的調査を行い、かつ、^(注14)対審を実施する。

同評議会が提出した意見は、公開する。

同評議会は、年次活動報告書を作成し、公開する。

原子力活動の責任者、原子力安全庁及びこの分野に係る国の機関は、同評議会の任務の達成に有益なあらゆる文書及び情報を同評議会に送付する。（後略）

（第 26 条、第 27 条 略。）

第 4 章 原子力基本施設及び放射能物質の輸送

（第 1 節～第 4 節 略。）

第 5 節 事象又は事故の場合に適用される条項

第 54 条

放射能に係わるか否かを問わず、原子力基本施設若しくは輸送の安全性に関して重大な影響をもたらし、若しくはもたらすおそれのある事象若しくは事故又は電離放射線の多大な放射により、人、物若しくは環境への損害を与え、若しくは与えるおそれのある事故が発生した場合には、原子力基本施設の事業者又は放射線物質の輸送責任者は、速やかに、原子力安全庁及び事故が生じた県における国の出先機関並びに海における事故の場合には海を管轄する出先機関に、当該事故について報告するものとする。

（第 5 章 雑則 略。）

（すずき たかひろ・海外立法情報課）

(13) 健康及び社会安全を担当する省庁に設置される評議会又は審議会のメンバーを指す。

(14) 対審とは、すべての利害関係者を対立関与させて行う審理を意味する。ここでは、国、地方公共団体、事業者及び住民等の利害関係者による対審を指している。